

安全衛生推進部の活動

西村 清彦

安全衛生推進部は、研究所の法人化をきっかけに、労働安全衛生法に基づく職場における安全衛生水準の向上、労働災害防止を実践するための組織として平成16年に設置されました。

安全衛生推進部は図1に示しますように、環境安全管理室、健康管理室、防火・防災管理室、放射線管理室、電気設備・作業管理室、機械設備管理室、高圧ガス管理室、危険物質管理室、新規実験安全審査室、安全ハンドブック作成室の10の室から構成されています。室には専門的な視点を持つものと総括的な視点を持つものがあり、環境管理、排水管理、放射線管理、安全教育、機械・器材の保守・点検等を行うことにより、仕事関連の事故を防止し安全で健康的な仕事環境、研究環境を維持しています。また、大型ヘリカル装置(LHD)の保守期間には、毎週作業領域を巡視し、危険箇所がないかを監視しています。安全を保つためには、巡視等による指摘事項があった場合、直ちに改善を行うことが肝心です。

それでは、それぞれの室の役割について、紹介いたします。

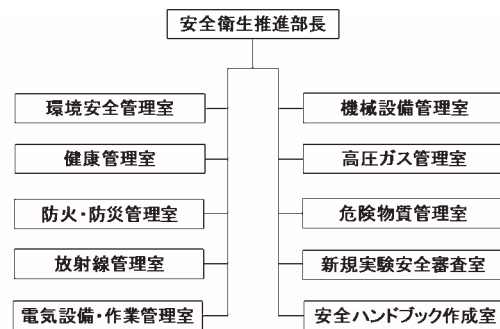


図1：安全衛生推進部の組織

1. 環境安全管理室

この室は、安全な仕事環境を保つための全般的な仕事をしているため、安全衛生推進部の窓口的な室となっています。研究所の中の安全に関する大部分は、安全衛生推進部の他の9つの室がカバーしていますが、時には各室の所掌範囲から外れて、どの室でもカバーできない問題が生じます。その場合はこの室が対処します。以下に、この室の基本的な業務を紹介します。

- ・安全衛生委員会で指摘された、所内の安全衛生に関する問題点の改善を図る。
- ・大型ヘリカル実験棟管理区域の出入口に設置されているカードキー・システムの保守を行う。
- ・避難経路と危険箇所を示すための蓄光表示板を整備する。

以下は、基本的な業務以外に行った事項です。

- ・緊急通報番号シールを作成、配布した(図2.(a))。
- ・研究所でこれまでに発生した自転車の事故をまとめて安全衛生委員会に報告し、自転車事故に対する注意喚起を行った。

2. 健康管理室

この室の役割は職員、学生及び共同研究者の健康を保つことです。この室が行っている主な業務は、以下の通りです。

- ・産業医巡視、衛生管理者巡視に随行する。
- ・一般健康診断、特定健康診断を計画・実施する。
- ・メンタルヘルスに関する相談等を実施する。
- ・健康相談を実施する。

3. 防火・防災管理室

この室は、地震、暴風雨、火事、事故を含む様々な災害に起因する機器の損害及び怪我への対応を行っています。さらに、被害が発生した場合には、迅速に復旧することもこの室の業務に含まれています。この室が行っている主な業務は、以下のとおりです。

- ・火事と災害に対して防火・防災計画を立てる。
- ・防火・防災計画に基づき、防火・防災訓練を実施する(図3)。
- ・LHDの実験時に行われる防火訓練の実施を、補助する。
- ・救急救命講習の受講参加を勧奨する。
- ・毎年実施される消防署による現地立ち入り検査に随行する。
- ・年に2回、消火設備の点検・保守を行う。

研究所の全ての職員、学生及び共同研究者は毎年防災訓練に参加しなければなりません。これらの他に、今年度は次のことを行いました。

- ・自転車・オートバイの登録シールを作成した(図2.(b))。
- ・自転車・オートバイの登録ページを研究所のホームページ内に開設した。

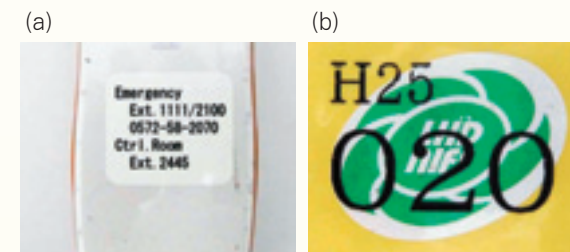


図2：(a)緊急通報番号シール、(b)自転車登録シール

4. 放射線管理室

この室の役割は、研究者及び環境の放射線(重水素実験の開始前は環境放射線とX線)管理を行い、安全を確保することです。放射線管理のための法的な手続と自主的に設置した放射線管理区域で仕事をする職員、学生、業者等のための定期的な教育は、この室の重要な役割の一つです。環境放射線を測定する放射線モニタリングポストが敷地境界の9か所、研究所内建物近くの5か所に設置されており、常時環境放射線監視を行っています。この室の主な業務は、以下のとおりです。

- ・放射線業務従事者の登録と管理を行う。
- ・装置から発生する放射線の防護対策を行う。
- ・周辺の地域における放射線監視を行う。
- ・放射線モニターの点検・保守を行う。
- ・放射線業務従事者への放射線教育を行う。
- ・法令に基づき、放射線に関連した手続を行う。

外国からの共同研究者等に対しては、英語での放射線教育も実施しています。

5. 電気設備・作業管理室

この室は、研究所の電気全般に関する業務を行っています。電気設備に関する工事申請の受付、電気に関する安全教育、安全管理者巡視への随行等も重要な業務です。この室の主な業務は、以下のとおりです。

- ・法令に基づく電気設備の点検を行う。
- ・電気に関する資格取得の計画を立て、実施する。
- ・各種機器を電源盤に接続する許可を出す。
- ・使用電力契約について、電力供給元と協議する。
- ・年1回、職員、学生等に対して電気の安全に関する講義を実施する。
- ・電気工事申請のあった設備の安全審査を行い、必要な場合には助言を与える。

6. 機械設備管理室

この室は、研究所内にあるクレーンを安全に運用するための業務を行っています。主な業務は、以下のとおりです。

- ・法令に基づくクレーンの点検と整備を行う。
- ・クレーン関連の資格取得を取りまとめ、資格保有者を管理する。
- ・クレーン運転の予定調整を行う。
- ・クレーン使用者に対する安全講義を実施する。

7. 高圧ガス管理室

この室は、液体ヘリウムを使用している超伝導装置であるLHDの健全な運転と、高圧ガス全般に関する安全の確保という重要な役割を担っています。この室は各高圧ガス施設の安全を確保するために25人のメンバー(13人の研究者、10人の技術者と2人の役員)で構成されています。主な業務は、以下のとおりです。

- ・研究所の高圧ガス取扱施設(LHD低温システム、NB1低温システム、ジボランガス供給装置等)を安全に操作し、管理する。
- ・法律に基づく日常点検、保守、システム改善、安全

教育を行う。

- ・職員、研究者、学生等への安全講義を実施する。

8. 危険物質管理室

この室は、危険物質(主にエタノールやアセトンなど)の購入申請受付と安全な管理を行っています。主な業務は、以下のとおりです。

- ・危険物質の購入申請受付と管理を行う。
- ・廃棄物を安全に保管・管理する。
- ・一般排水の水質をモニター・管理する。
- ・保管物質の情報を調査する。
- ・職員、学生等への安全講義を実施する。

9. 新規実験安全審査室

この室は、実験装置(LHD以外の)の安全を審査しています。新しい実験装置を製作したり、新しいテーマの実験を希望したりする場合は、実験装置の安全対策をチェックして、安全審査を申請しなければなりません。申請があると、この室と他の専門家の中から2人の審査委員が選ばれて安全審査が行われます。最終的な評価はこの室の会議で決定され、安全であると判断されると、登録証明書が申込者に交付されます。登録は、毎年更新することが必要です。

10. 安全ハンドブック作成室

この室は、日本語と英語の「安全ハンドブック」の出版と、必要に応じた更新を行っています。また、安全啓蒙のために、毎年2回安全講習会を開催して、「安全ハンドブック」の内容の周知を行っています。職員、学生、共同研究者、業者等、研究所で実験・作業を行う者は、毎年この安全講習会を受講することが義務付けられています。出張等により参加できなかったり、年度の中から実験に参加したりする方々のために、必要に応じて適宜、臨時的安全講習会を行っています。

安全衛生推進部はメンバー一丸となって、日々安全で良好な研究環境の維持に努めております。今後も、研究所へのご理解とご支援をお願いいたします。

(安全衛生推進部 部長
装置工学・応用物理研究系 教授)



図3：防災訓練の様子